

あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]ご利用規定 新旧対応表

改定前	改定後
2025年1月1日現在	2026年3月2日現在
<p>第1条「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」</p> <p>1. サービス内容 (省略) (1) ~ (5) (省略) (6) あいぎんビジネスポータル 契約者は、新たな申込なしにあいぎんビジネスポータルを利用できるものとします。あいぎんビジネスポータルの利用については、別途定める「あいぎんビジネスポータルご利用規定」により取り扱うものとします。</p> <p>2. 関係規定の適用・準用 (省略)</p> <p>3. 利用申込</p> <p>(1) 本サービスの利用申込者は次のすべてに該当する方とします。ただし、審査の結果、お申込のご希望に添えないこともあります。この場合、当行に異議を述べることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人、法人格のない団体および個人事業主の方 ②当行本支店に普通預金または当座預金口座を保有する方 ③電子メールアドレスを保有している方 <p>(2) 本サービスを利用する場合は、本規定および関連の規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、本条1項のサービスのうち、利用するサービス・取引について「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス] 利用申込書」(以下、「申込書」といいます)を提出することにより申込手続きを行うものとします。</p> <p>(3) 当行が前号の申込を受けた場合には、当行は所定の審査を行い、申込を承諾する場合には、「ご利用開始のお知らせ」を、当行所定の方法により契約者に送付します。</p> <p>(4) 前号の「ご利用開始のお知らせ」が契約者に到達したときに、当行と契約者との間に、本規定に定める契約が成立することとします。</p> <p>(5) 当行が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届け出の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認め</p>	<p>第1条「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]」</p> <p>1. サービス内容 (変更なし) (1) ~ (5) (変更なし) (6) あいぎんビジネスポータル <u>あいぎんビジネスポータルとは、あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス]、電子交付サービスなどの入口になるWebサービスです。あいぎんビジネスポータルの利用については、別途定める「あいぎんビジネスポータルご利用規定」により取り扱うものとします。</u></p> <p>2. 関係規定の適用・準用 (変更なし)</p> <p>3. 利用申込</p> <p>(1) 本サービスの利用申込者は次のすべてに該当する方とします。ただし、審査の結果、お申込のご希望に添えないこともあります。この場合、当行に異議を述べることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人、法人格のない団体および個人事業主の方 ②当行本支店に普通預金または当座預金口座を保有する方 ③電子メールアドレスを保有している方 <u>④あいぎんビジネスポータルの利用に同意いただける方</u> <p>(2) 本サービスを利用する場合は、本規定および<u>「あいぎんビジネスポータルご利用規定」</u>、関連規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、本条1項のサービスのうち、利用するサービス・取引について「あいぎんビジネスダイレクト[セキュアプラス] 利用申込書」(以下、「申込書」といいます)を提出することにより申込手続きを行うまたは、<u>当行所定のWebサイトに、利用申込者が所定の事項を端末への入力操作により提出、または端末への入力操作による提出と当行所定の書面の提出により、申し込み手続きを行うものとします。</u></p> <p>(3) 当行が前号の申込を受けた場合には、当行は所定の審査を行い、申込を承諾する場合には、<u>当行所定の方法により契約者に通知します。</u></p> <p>(4) 前号の<u>通知</u>が契約者に到達したときに、当行と契約者との間に、本規定に定める契約が成立することとします。</p> <p>(5) 当行が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届け出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認め</p>

改定前	改定後
<p>て取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盜用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>4. サービス使用者 (1) ~ (2) (省略) (3) 契約者はマスターユーザーを指定し、その氏名を申込書に記載して当行に届出るものとします。</p> <p>(4) ~ (8) (省略)</p> <p>5. 使用端末 (省略)</p> <p>6. サービス利用口座 (1) (省略) (2) 登録できるサービス利用口座は、契約者名義の同一取扱店の普通預金、当座預金に限り、1契約者あたり原則 3口座までとします。 (3) (省略)</p> <p>7. 取扱日・取扱時間 (省略)</p> <p>8. サービス利用料等 (省略)</p>	<p>て取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盜用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。また、本サービスにかかる申込について端末の入力操作により提出する場合において、支店番号、科目名、口座番号、キャッシュカード暗証番号もしくは当行所定の事項などを当行所定の方法により正確に当行へ通知するものとします。お客様が当行へ通知した内容が、当行に登録されている内容と一致した場合、当行はお客様本人の有効な意思に基づく真正な依頼内容による申込みであるものとして、受付します。当行はお客様本人による申込みがあったものとみなし、端末機、暗証番号等について当行の責によらない偽造、変造、盜用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責のある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>4. サービス使用者 (1) ~ (2) (変更なし) (3) <u>申込書による申込をする場合</u>、契約者はマスターユーザーを指定し、その氏名を申込書に記載して当行に届出るものとします。 <u>端末の操作による申込をする場合</u>、契約者はマスターユーザーを指定し、マスターユーザーによる端末操作によりその氏名を当行に届出るものとします。</p> <p>(4) ~ (8) (変更なし)</p> <p>5. 使用端末 (変更なし)</p> <p>6. サービス利用口座 (1) (変更なし) (2) 登録できるサービス利用口座は、契約者名義の同一取扱店の普通預金、当座預金に限り、1契約者あたり<u>のサービス利用口座上限数は当行所定の口座数</u>までとします。 (3) (変更なし)</p> <p>7. 取扱日・取扱時間 (変更なし)</p> <p>8. サービス利用料等 (変更なし)</p>
第2条（本人確認）	第2条（本人確認）
1. 電子証明書 (省略)	1. 電子証明書 (変更なし)

改定前	改定後
<p>2. パスワードの設定 (1) マスターユーザー関連 マスターユーザーは、本サービスを初めて利用する際に、前項1号の電子証明書の取得と合わせて端末を操作することによって、当行所定の方法で申込時に届け出たログインパスワードおよび確認用パスワード（以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます）を変更するものとします。この変更手続によって当行に届けられたパスワードを本サービスの正式なマスターユーザーのパスワードとします。</p> <p>(2) 利用者関連 (省略)</p> <p>3. 追加認証の設定 (省略)</p> <p>4. 本人確認手続き (省略)</p> <p>5. パスワード・ログイン ID・追加認証の回答の管理 (1) パスワード・ログイン ID・追加認証の回答の管理 ① (省略) ②代表口座情報・ログインパスワード・確認用パスワードを記入した申込書（お客さま控）は、初回ログイン時までは契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難にあわないように十分に注意してください。初回ログインが完了したのちも、申込書（お客さま控）については廃棄するかまたは厳重に保管するなどして申込書（お客さま控）に記載された内容を他人に知られないように十分に注意してください。</p> <p>③ (省略) (2)～(4) (省略)</p>	<p>2. パスワードの設定 (1) マスターユーザー関連 <u>申込書による申込をする場合</u>、マスターユーザーは、本サービスを初めて利用する際に、前項1号の電子証明書の取得と合わせて端末を操作することによって、当行所定の方法で申込時に届け出たログインパスワードおよび確認用パスワード（以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます）を変更するものとします。この変更手続によって当行に届けられたパスワードを本サービスの正式なマスターユーザーのパスワードとします。 <u>端末の操作により申込する場合</u>、マスターユーザーは、本サービスを申込する際に、前項1号の電子証明書の取得と合わせて端末を操作することによって、当行所定の方法で申込時に届け出たログインパスワードおよび確認用パスワード（以下これら2つのパスワードを一括して「パスワード」といいます）を届け出するものとします。本届け出によって当行に届けられたパスワードを本サービスの正式なマスターユーザーのパスワードとします。</p> <p>(2) 利用者関連 (変更なし)</p> <p>3. 追加認証の設定 (変更なし)</p> <p>4. 本人確認手続き (変更なし)</p> <p>5. パスワード・ログイン ID・追加認証の回答の管理 (1) パスワード・ログイン ID・追加認証の回答の管理 ① (変更なし) ②<u>申込書による申込の場合</u>、代表口座情報・ログインパスワード・確認用パスワードを記入した申込書（お客さま控）は、初回ログイン時までは契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難にあわないように十分に注意してください。初回ログインが完了したのちも、申込書（お客さま控）については廃棄するかまたは厳重に保管するなどして申込書（お客さま控）に記載された内容を他人に知られないように十分に注意してください。<u>契約者の端末の操作による申込の場合</u>、契約者自身が提出したログインパスワード・確認用パスワードは他人に知られないよう契約者が厳重に管理するものとし、紛失・盗難にあわないように十分に注意してください。</p> <p>③ (変更なし) (2)～(4) (変更なし)</p>

改定前	改定後
第3条（取引の依頼・確定・確認） 1. 取引の依頼・確定 (1)～(4) (省略) (5) 第20条で定めるデータ伝送資金移動においては、 (以下省略) (6) 第17条で定めるオンライン資金移動の取引の依頼においては、 (以下省略) (7) (省略) 2. 取引内容の確認 (省略)	第3条（取引の依頼・確定・確認） 1. 取引の依頼・確定 (1)～(4) (変更なし) (5) <u>第22条</u> で定めるデータ伝送資金移動においては、 (以下変更なし) (6) <u>第18条</u> で定めるオンライン資金移動の取引の依頼においては、 (以下変更なし) (7) (変更なし) 2. 取引内容の確認 (変更なし)
第4条（電子メールの利用） (省略)	第4条（電子メールの利用） (変更なし)
第5条（契約者情報等の取り扱い） (省略)	第5条（契約者情報等の取り扱い） (変更なし)
第6条（届出事項の変更等） (省略)	第6条（届出事項の変更等） (変更なし)
第7条（免責事項等） (省略)	第7条（免責事項等） (変更なし)
第8条（海外からの利用） (省略)	第8条（海外からの利用） (変更なし)
第9条（禁止行為） (省略)	第9条（禁止行為） (変更なし)
第10条（一時停止） (省略) (改訂前なし)	第10条（一時停止） (変更なし) 第11条（振込等に関する制限等） 1. 当行は、契約者からの取引限度額の引き上げ届け出、ならびに本サービスによる振込その他の取引（以下「振込等」という）の申込に際し、当該取引の資金使途、相手方、取引の経緯その他当行が必要と認める事項について、契約者に対し回答または資料の提出を求めるものとします。契約者は、当行が指定する方法および期限までに、真実かつ正確な情報・資料を提供するものとします。 2. 当行は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前通知を要せず、取引限度額の引き上げ届け出に係る引き上げを保留し、又は拒絶し、当該振込等の実行を保留し、以後の本サービスにおける振込等の全部又は一部を一時停止し、もしくは制限する（以下あわせて「制限等」という）ことができるものとします。 (1) 前項の回答又は資料提出に正当な理由なく契約者が応じない場合、又は不正確もしくは不十分等であると当行が判断した場合

改定前	改定後
	<p>(2) 前項の回答又は資料提出、契約者の説明内容およびその他の事項を考慮して、当該振込等の資金使途、相手方、取引態様等が、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関連法令、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると当行が判断した場合</p> <p>(3) 関連法令、監督当局の要請、裁判所その他の公的機関の命令・照会等に基づき、当行が必要と認める場合</p> <p>3. 前項の制限等の範囲および期間は、当行が必要かつ相当と認める範囲および期間とします。</p> <p>4. 当行が本条に基づき取引限度額の引き上げの保留・拒絶、振込等の保留又は本サービスにおける振込等の一時停止・制限を行ったこと、またはこれに関連して契約者に損害が生じた場合であっても、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>5. 当行は、契約者が当行の指定する確認手続に協力し、当行が取引の適切性を確認できマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められるときは、相当と認める範囲で第2項の制限等を解除することがあります。解除の可否および時期は当行の裁量によるものとします。</p>
<p>第 11 条（解約等）</p> <p>1. 任意解約 (省略)</p> <p>2. サービス利用口座の解約 (省略～)</p> <p>3. 強制解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は事前に通知・催告することなく、いつでも本サービスを解約できるものとします。 (1) ~ (7) (省略) (改定前なし)</p> <p>(8) (省略) (9) (省略) (改定前なし)</p>	<p>第 12 条（解約等）</p> <p>1. 任意解約 (変更なし)</p> <p>2. サービス利用口座の解約 (変更なし)</p> <p>3. 強制解約 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は事前に通知・催告することなく、いつでも本サービスを解約できるものとします。 (1) ~ (7) (変更なし)</p> <p>(8) 本規定第11条2項に該当する振込等の全部又は一部を一時停止し、もしくは制限に該当する状況が継続し、その状況が重大であると当行が判断したとき</p> <p>(9) (改訂前(8)を番号繰り下げ。変更なし)</p> <p>(10) (改訂前(9)を番号繰り下げ。変更なし)</p> <p>4. 本サービス継続の停止・解約 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの契約をお断りするものとします。また、前項の他、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、または契約者に通知することにより、本サービスを解約</p>

改定前	改定後
	<p>できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(1) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 <p>(2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為。 ②暴対法第9条各号に定める暴力的 requirement 行為に該当する行為。 ③第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的 requirement 行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為。 ④その他前各号に準ずる行為。 <p>5. 解約の通知</p> <p>本条1項および3項に基づき当行が本サービスを解約する場合は、届出住所等に解約する旨を通知することにより行います。当行が解約の通知を届出住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>
第12条（契約期間） (省略)	第13条（契約期間） (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第13条（規定の変更） (省略)	第14条（規定の変更） (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第14条（サービスの休止） (省略)	第15条（サービスの休止） (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第15条（準拠法・合意管轄） (省略)	第16条（準拠法・合意管轄） (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)

改定前	改定後
<p>《オンラインサービス編》 第 16 条（オンライン取引照会） (省略)</p> <p>第 17 条（オンライン資金移動）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス内容 (省略) 2. 取引限度額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日あたりの取引限度額は、契約者が当行に書面で届け出た金額とします。ただし、その上限額は、当行の定める金額の範囲内とします。 (改訂前なし) (2) (省略) (3) (省略) 3. 取引の手続き等 <ol style="list-style-type: none"> (1)、(2) (省略) (3) 入金口座を指定する際は、契約者があらかじめ当行所定の書式により入金口座を届出する方法（以下「受取人番号方式」といいます）、および契約者が振込の都度入金口座を指定する方法（以下「都度指定方式」といいます）による取扱ができます。 (4)～(6) (省略) 4. 振込資金の返却等 (省略) 5. 依頼内容の変更・取消・組戻 (省略) 	<p>《オンラインサービス編》 第 17 条（オンライン取引照会） (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)</p> <p>第 18 条（オンライン資金移動）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス内容 (変更なし) 2. 取引限度額・回数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日あたりの取引限度額は、契約者が当行に書面で届け出た金額または、<u>サービス毎に定めた金額</u>とします。ただし、その上限額は、当行の定める金額の範囲内とします。 (2) <u>1日あたりならびに1か月あたりの資金移動の回数上限は、当行の定める回数の範囲内とします。</u> (3) (改訂前 (2) を番号繰り下げ。変更なし) (4) <u>当行は、前号 (1)、(2)、(3)における当行の定める金額・回数を適宜変更することができます。</u> 3. 取引の手続き等 <ol style="list-style-type: none"> (1)、(2) (変更なし) (3) 入金口座を指定する際は、契約者があらかじめ当行所定の書式により入金口座を届出する方法（以下「受取人番号方式」といいます）、および契約者が振込の都度入金口座を指定する方法（以下「都度指定方式」といいます）による取扱があります。<u>受取人番号方式の利用は当行所定の申込書による依頼が必要であり、当行がかかる依頼を承諾した場合に取扱いできます。</u> (4)～(6) (変更なし) 4. 振込資金の返却等 (変更なし) 5. 依頼内容の変更・取消・組戻 (変更なし)
<p>《税金・各種料金の払込みサービス編》 第 18 条（税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス内容 (省略) 2. 取引限度額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。 ~改訂前なし~ (2) 当行は、前号の当行所定の金額の範囲を変更できるものとします。 	<p>《税金・各種料金の払込みサービス編》 第 19 条（税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス内容 (変更なし) 2. 取引限度額・回数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。 (2) <u>1日あたりならびに1か月あたりの回数は、当行所定の範囲内とします。</u> (3) <u>当行は、前号 (1)、(2)における当行所定の金額・回数の範囲を変更できるものとします。</u>

改定前	改定後
3. 取引の手続き等 (省略) 4. 依頼内容の取消 (省略) 5. 誤ったお客様番号・納付番号・確認番号等を連続入力した場合 (省略) 6. 収納等に関する照会 (省略)	3. 取引の手続き等 (変更なし) 4. 依頼内容の取消 (変更なし) 5. 誤ったお客様番号・納付番号・確認番号等を連続入力した場合 (変更なし) 6. 収納等に関する照会 (変更なし)
《API 連携サービス編》 第 19 条 (電子決済等代行業者との API 連携) (省略)	《API 連携サービス編》 第 20 条 (電子決済等代行業者との API 連携) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
《データ伝送サービス編》 第 20 条 (データ伝送取引照会) (省略)	《データ伝送サービス編》 第 21 条 (データ伝送取引照会) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第 21 条 (データ伝送資金移動) (省略)	第 22 条 (データ伝送資金移動) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第 22 条 (総合振込) (省略)	第 23 条 (総合振込) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第 23 条 (給与 (賞与) 振込) (省略)	第 24 条 (給与 (賞与) 振込) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第 24 条 (口座振替依頼) (省略)	第 25 条 (口座振替依頼) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
第 25 条 (地方税納付) (省略)	第 26 条 (地方税納付) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
《各種お申込み・お手続きサービス編》 第 26 条 (各種お申込み・お手続きサービス) (省略)	《各種お申込み・お手続きサービス編》 第 27 条 (各種お申込み・お手続きサービス) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)
《電子交付サービス編》 第 27 条 (電子交付サービス) (省略)	《電子交付サービス編》 第 28 条 (電子交付サービス) (条ずれによる条番号繰り下げ。変更なし)

以上